

統計データの有効活用の推進状況について

1 統計法第 32 条及び第 33 条の施行状況

< 27 頁 ~ 28 頁参照 >

2 公的統計基本計画に基づく対応

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

ア 年度計画の策定・公表

各府省においては、年度計画を作成し、ホームページを通じて公表を行った。総務省では各府省の年度計画を概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。(別紙 1)

イ サービスの拡大

オーダーメイド集計

区分	22 年度	21 年度
サービスを行った	20	6
統計調査	(87)	(13)
提供実績	12	4

匿名データの提供

区分	22 年度	21 年度
サービスを行った	4	4
統計調査	(13)	(13)
提供実績	38	20

() は年次単位を 1 とした場合の提供数

ウ オンサイト利用の検討

有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開始。オーダーメイド集計及び匿名データの提供制度の見直しに加え、調査票情報のオンサイト利用等政府としての調査票情報の提供の在り方を含め検討することとし、そのための工程を決定。(別紙 2)

(2) 統計データ・アーカイブの整備

ア 統計データ・アーカイブの整備への対応(調査票情報の提供等についても併せて検討)

統計データ・アーカイブの整備等の検討に資するため、平成 23 年度に調査研究を実施することとし、そのための予算を確保。併せて統計データ・アーカイブの整備に関する検討を行うため研究会を開始。

イ 調査票情報等の保管に関するガイドラインの策定

関係府省と調整の上、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成 23 年 3 月 28 日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)(以下「管理ガイドライン」と言う。)を策定。(別紙 3)

3 平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書関連事項

(1) 二次的利用

ア 二次的利用対象の順次拡大

実績については前述のとおり。また、総務省においては匿名データを5年の一定期間をおいて作成していたが、労働力調査については3年に見直して諮問中。

イ 利用目的の範囲について検討

研究会について検討開始。

ウ 二次的利用制度の周知・情報管理について利用者への啓発

二次的利用制度の周知について、年度計画の公表のほか、関連学会等に参加しパンフレット等を活用して広報を行った。(別紙4)また、調査票情報の適正な管理を推進するため、管理ガイドラインの策定に併せ「統計法第33条の運用に関するガイドライン」を改正し、調査票情報の利用については、提供者が利用者に対して、統計法における適正管理の義務及び罰則の適用について必ず伝達することを明記した。

エ 利用手続きにおける改善

統計ニーズに係るアンケートへ寄せられた意見等ニーズを踏まえ、調査票情報の利用期間の見直し(原則1年を最長3年に拡大)、また、匿名データの利用者における公表について、提供者側が公表することを認めることなど、二次的利用に係る各種ガイドラインを改正し改善を行った。

(2) 調査票情報の利用

ア 各府省における調査票情報の適正な管理

前述のとおり、関係府省と調整の上、管理ガイドラインを策定。各府省においては管理ガイドラインの施行(平成23年10月1日)に向けて準備中。

イ オンサイト利用における調査票情報の利用の手続の簡素化の検討

研究会について検討開始。

委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に係る年度計画一覧（平成23年度）

平成23年7月1日現在

委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）

府省名	統計調査名	提供対象	提供窓口	受付期間・時間
人事院	実施しない	-	-	-
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4 - 6月期以降の各調査期	財務省大臣官房総合政策課 情報管理係 〔電話〕03-3581-4111〔内線2229〕	平成23年6月1日～6月30日及び12月1日～12月28日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成22年度	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 〔電話〕03-5273-1205〔直通〕	4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	消費動向調査	平成19年度～平成22年度		
消費者庁	実施しない	-	-	-
総務省	国勢調査	平成2年、7年、12年、17年		
	労働力調査	平成元年1月～平成20年12月(月次調査)		
	家計消費状況調査	平成19年1月～平成20年12月(月次調査)		
	住宅・土地統計調査	平成15年、20年	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 〔電話〕03-5273-1205〔直通〕	4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	就業構造基本調査	平成14年、19年		
	社会生活基本調査	平成18年		
	家計調査	平成17年1月～平成20年12月(月次調査)		
	全国消費実態調査	平成16年		
法務省	実施しない	-	-	-
財務省	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4 - 6月期以降の各調査期	財務省大臣官房 総合政策課情報管理係 〔電話〕03-3581-4111〔内線2229〕	平成23年6月1日～6月30日及び12月1日～12月28日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度以降の各調査年度		平成23年4月1日～4月30日及び10月1日～10月31日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
文部科学省	学校基本調査	平成20年度 平成21年度 平成22年度	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 〔電話〕03-5273-1205〔直通〕	4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年 平成19年 平成20年	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 〔電話〕03-5273-1205〔直通〕	平成18年及び19年度; 4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00を除く) 平成20年; 平成23年度内に開始予定
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年 平成20年		平成23年4月1日～24年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)9:30～18:15(12:00～13:00を除く)
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年 平成22年	厚生労働省大臣官房統計情報部 企画課 審査解析室 委託統計係 〔電話〕03-5253-1111〔内線17391・7389〕	
	医療施設(静態)調査	平成20年		平成23年8月1日～24年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)9:30～18:15(12:00～13:00を除く)
	患者調査	平成20年		
農林水産省	農林業センサス	平成17年		
	漁業センサス	平成15年、20年	農林水産省大臣官房統計部 統計企画課 統計調整班 〔電話〕03-3501-9642〔直通〕	通年(土、日、祝日、年末年始を除く)10時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く)
	海面漁業生産統計調査	平成19～20年		
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成21年調査(平成20年実績)	経済産業省経済産業政策局 調査統計部 統計企画室 二次的利用担当係 03-3501-6631〔ダイヤル〕	4月～翌年1月末日まで(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)9:30～17:30(12:00～13:00を除く)
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～平成22年3月(月次調査)	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 〔電話〕03-5273-1205〔直通〕	4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
環境省	実施しない	-	-	-
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降の各調査期	日本銀行調査統計局 経済統計課 統計整備グループ 〔電話〕03-3277-1574〔直通〕	平成23年4月1日～5月11日(平日の10:00～15:00 ただし、12:20～13:20を除く)

匿名データの提供

府省名	統計調査名	提供対象	提供窓口	受付期間・時間
人事院	実施しない	-	-	-
内閣府	実施しない	-	-	-
消費者庁	実施しない	-	-	-
総務省	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	独立行政法人統計センター製表部 統計作成支援課 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	4月1日～翌年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年		
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年		
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年		
法務省	実施しない	-	-	-
財務省	実施しない	-	-	-
文部科学省	実施しない	-	-	-
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成16年	厚生労働省大臣官房統計情報部 企画課 審査解析室 匿名データ提供係 (電話)03-5253-1111(内線)7392・7389	平成23年度内に提供開始予定 (受付開始時期は、決まり次第ホームページにてお知らせします。)
農林水産省	実施しない	-	-	-
経済産業省	実施しない (平成23年度は、試行的に作成した匿名データを用いて、匿名性・有用性の確保などの観点から、カテゴリー化による匿名化処理の高度化などの技術的な検証を行う。)	-	-	-
国土交通省	実施しない	-	-	-
環境省	実施しない	-	-	-
日本銀行	実施しない	-	-	-

府省名をクリックすることにより、それぞれの公表資料にジャンプします。提供窓口も同様です。

次の省庁につきまして、所管している統計調査はありません。

公正取引委員会

[宮内庁](#)

[警察庁](#)

[金融庁](#)

[外務省](#)

[防衛省](#)

平成 19 年 10 月 22 日

改正 平成 22 年 12 月 10 日

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」の開催について

1 目 的

「統計データの二次的利用促進に関する研究会」は、統計データの二次的利用等に関する検討を行うに当たり、利用者側からの意見等を反映させるとともに、技術的助言を得るために開催する。

2 検討事項

- (1) 統計法に基づく統計データの二次的利用の運用について
- (2) 「匿名データの作成」における技術的な課題(匿名化の処理方法等)について
- (3) 「委託による統計の作成等」に係る技術的な課題(秘匿処理の方法等)について
- (4) 統計データの二次的利用に関するガイドラインについて
- (5) その他統計データの二次的利用に関する諸課題(オンサイト利用等)について

3 構 成 員

別紙のとおり

※研究会の座長は、構成員の互選により定める。

座長は必要があると認めるときは、関係者を研究会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 庶 務

本研究会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室において処理する。

統計データの二次的利用促進に関する研究会 構成員名簿
(50音順・敬称略)

(構成員)

あがた 縣	こういちろう 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
げん だ 玄田	ゆう じ 有史	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
つばき 椿	ひろ え 広計	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所 副所長
ひろまつ 廣松	たけし 毅	情報セキュリティ大学院大学教授
やすだ 安田	さとし 聖	国立大学法人一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター教授

(オブザーバ)

内閣府統計委員会担当室参事官
内閣府経済社会総合研究所景気統計部長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長
厚生労働省大臣官房統計情報部審査解析室長
農林水産省大臣官房統計部統計企画課長
経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室長
国土交通省総合政策局情報安全・調査課長
環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
独立行政法人統計センター情報技術部情報管理課統計データ高度利用推進室長
日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

統計データの二次的利用促進に関する研究会の 今後の検討及びそのスケジュールについて（案）

平成 23 年 4 月 26 日

統計データの二次的利用促進に関する研究会

1. 研究会の検討の基本的な進め方

諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、例えば、次のような具体的な場合を前提として設定し検討を進める。

- ① 我が国の匿名データは、研究目的等に限定されているが、諸外国の中には、強度の匿名化処理を行った上で利用に制限を設けない「パブリックユースファイル」を提供する国が見受けられ、例えば、研究目的用の匿名データに加えて、このような強度の匿名処理を行った「パブリックユースファイル」を導入することとした場合
- ② 我が国のオーダーメイド集計は、利用者が集計仕様を示した後に集計作業を行う仕組みになっているが、例えば、諸外国の中にみられるプログラム送付型のリモートアクセスなど他の形態による集計を導入することとした場合
- ③ 加工しない調査票情報の利用に関し、諸外国の中には、使用場所の制限（いわゆる「オンサイト利用」）、宣誓・非常勤職員化など、我が国よりも厳しい管理や制限が措置されていることから、二次的利用の範囲を拡大する一方で、我が国においても、オンサイト利用など、リスクをさらに低減させる措置等を導入することとした場合

また一定の前提を置いて検討を進める上で、以下の（１）から（３）の事項について事実関係の把握や考え方の整理を行う。

- （１）政府統計データの利活用に関するニーズの整理（平成 23 年 7 月まで）
二次的利用と既存の公表統計の両方を含めた政府統計データに対するニーズの整理（公表統計を二次的利用が補完する関係があるため、政府統計全体から整理）
- （２）二次的利用の検討に当たっての原則等の整理（平成 23 年 7 月まで）
二次的利用を検討するに当たっての前提とする考え方、守るべき原則の整理

(3) 諸外国の実情把握（平成24年3月まで）

諸外国の取組の現在の実情は、どのようになっているのか。（各国の取組について調査研究を実施）

検討は、上記1-①～③のような内容を前提とした場合について、ニーズ、前提とする考え方、守るべき原則など上記（1）、（2）の整理内容を突き合わせ、整合性等を確認した後、1-①～③について別紙に掲載する論点を検討する。

なお、二次的利用（オーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供）に係る事項については、①平成23年度末までに一定の方向性及び現行法の下での対応可能な施策の取りまとめを行い、②平成24年度末までにあるべき姿・ビジョンも含めた最終取りまとめを行うこととする。

2. 今後の検討スケジュールについて

検討スケジュールについては、概ね以下に示す内容を目途として進める。

<前提の設定>

- ・諸外国の取組事例などを参考としつつ、検討のアプローチとして、上記1-①～③のような具体的な場合を設定（平成23年5月まで）

↓

<検討>

- ・論点における方向性等の検討（平成23年5月から平成24年3月）
（平成23年7月からニーズ、前提とする考え方、守るべき原則などと突き合わせて確認）

↓

- ・現行法の下で対応可能な施策の結論【1次報告書】（平成24年3月）

↓

- ・論点における更なる詳細検討（平成24年4月～平成25年3月）

↓

- ・二次的利用に関する検討の結論【2次報告書】（平成25年3月）

↓

アーカイブ等の残された課題の検討

調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドラインの概要

1 目的

以下の目的を達成するため、調査票情報及び一体として管理すべきドキュメント等の適正な管理に関して、調査実施者に組織的な対応が必要とされる措置の指針を示す。

統計調査によって収集された調査票情報について、国民の共有財産として将来にわたって利活用を可能とすること。

統計調査によって収集した調査票情報の漏えい、滅失、き損等の事故を防止することによって統計調査に対する国民の信頼を確保すること。

2 概要

(1) 管理対象及び対象者の明確化等

- 1) 適正に管理すべき情報を例示
- 2) 対応すべき対象者の範囲を例示
- 3) 関連する法令等を明記し、原則としてそれらと整合性を保つことを明記

(2) 管理体制の整備等

- 1) 適正な管理を推進するための管理体制を明確化
- 2) 調査実施者における点検及び監査の実施及び総務省における調査実施者に対する確認を明記

(3) 管理手段・保存期間の明確化

- 1) 管理台帳による整備及び管理
- 2) 調査票情報等の保存期間を永年保存扱いとしその対応を明記

(4) 管理に求められる施設・設備等の要件の明確化

- 1) 執務室等における安全確保要件を明記
- 2) 情報システムにおける安全確保要件を明記

(5) 調査票情報等の取扱い

調査票情報等の取扱いについて業務従事者に求められる対応を明記

(6) 漏えい等事故への対応

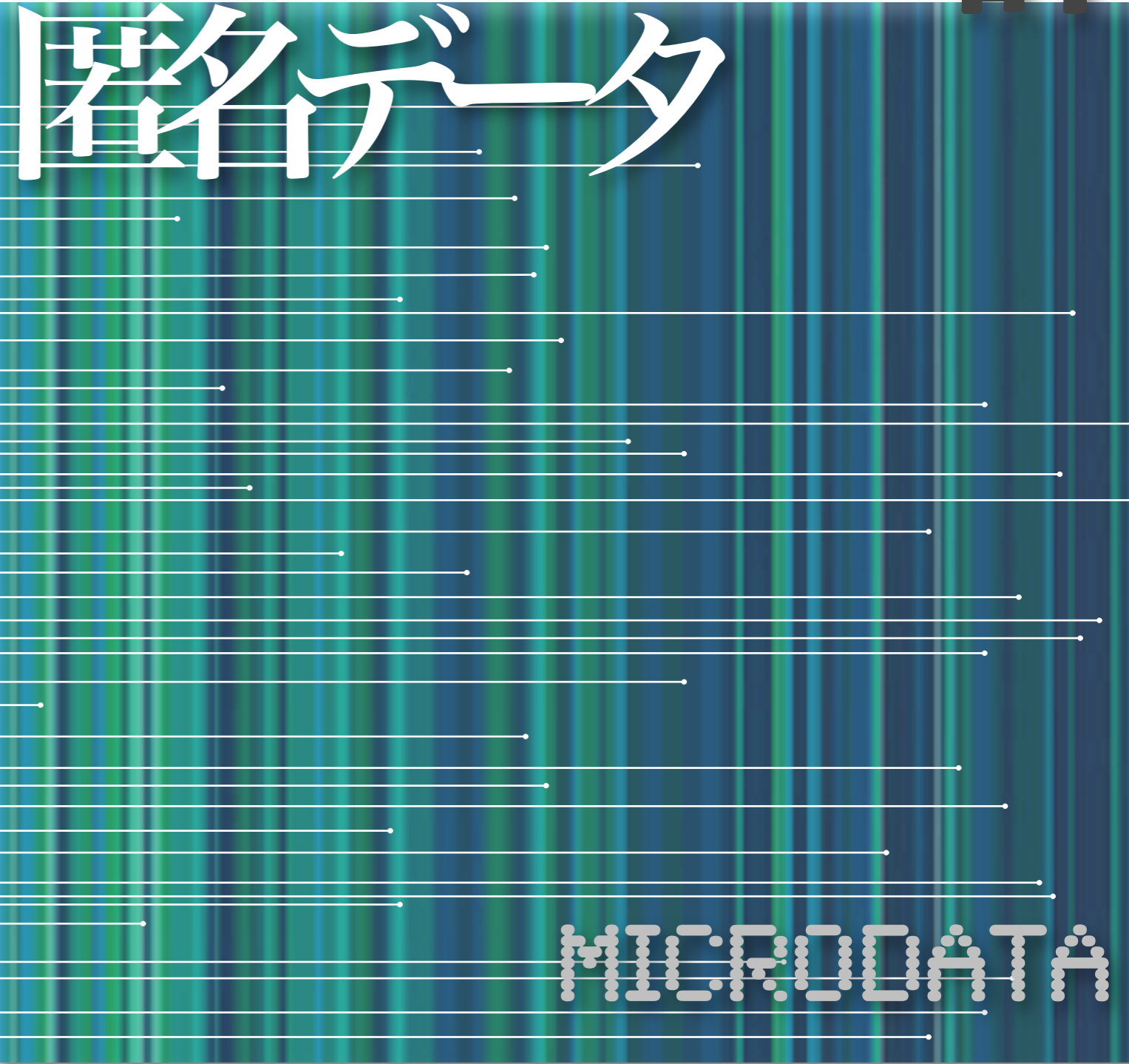
- 1) 漏えい事故等発生時等の対応
- 2) 再発防止措置を明記
- 3) 情報システムの障害・事故等における対応

3 その他

- ・ 本ガイドラインは平成 23 年 10 月 1 日施行
- ・ URL ; <http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/kanriv2.pdf>

公的統計

オーダーメイド集計



利用対象者・条件

利用できる方

- 以下のような方、組織が利用できます。
- 大学や学術研究を目的とする機関等に所属する研究者又は当該機関
- シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- 大学等の高等教育機関において講義等の教育を行う教員又は当該機関

利用できる条件

- 以下のような条件を満たす場合に利用できます。
- 直接の目的が学術研究又は高等教育であること
- 成果が公表されること
- 匿名データを統計の作成等のみに用いること
- 匿名データが適正に管理されること

利用手続き・手順

オーダーメイド集計

- 1.提供窓口へ連絡し事前相談を行い、申出を行う。
- 2.通知書が届き、確認の上正式依頼を行う。※1
- 3.手数料の納付を行う。
- 4.依頼した集計表が届く。
- 5.利用後、その成果を公表し、利用実績を提供元に送付する。

匿名データの提供

- 1.提供窓口へ連絡し事前相談を行い、申出を行う。
- 2.通知書が届き、確認の上正式依頼を行う。※2
- 3.手数料の納付を行う。
- 4.匿名データが届く。
- 5.利用後、その成果を公表し、匿名データ及び利用実績を提供元に送付する。※3

※1 集計の工数に応じた実費の手数料が必要です。通知書の金額を確認し、正式に申し込むか否か判断することができます。
 ※2 ファイル数等により積算された手数料が必要です。通知書の金額を確認し、正式に申し込むか否か判断することができます。
 ※3 貸与された匿名データについては返却すること、コンピュータ等に複製した匿名データは完全に消去することが求められます。

その他

- 匿名データの作成においては、個人情報に当たる部分は削除され、さらに個々のデータから個体が間接的に特定されることの無いよう、匿名化措置を行うことにより、個人情報が漏洩しないように万全の措置が取られています。
- 匿名データの利用については統計法に基づき適正な管理が求められます。また、故意に情報を漏らした場合は罰則が適用されます。

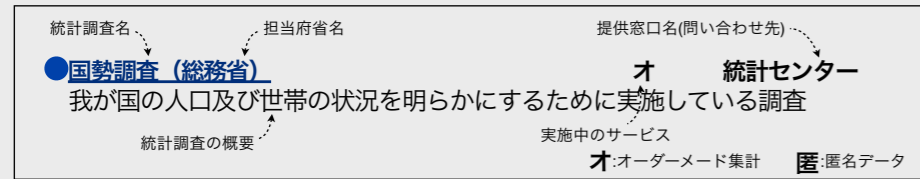
【オーダーメイド集計及び匿名データに関する制度、政府全体の取組に対する問い合わせ】
 総務省政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官付 高度利用担当
 TEL：03-5273-1019 E-MAIL：s-2jiriyou@soumu.go.jp
 ※個別の統計調査に関するものは個別窓口にお問い合わせください。

オーダーメイド集計

オーダーメイド集計とは、統計調査を行った行政機関等が収集した調査票情報を活用して、申出者から受けたオーダーに基づき、新たな統計表を集計・作成し、提供するものです。つまり、申出者は調査票情報を自ら利用できませんが、サービス提供者に対して注文を行い、作成してもらうことによって、政府が公表していないオリジナルの統計表を入手することができます。

提供中のサービス（平成23年度6月現在）

表の見方



- 法人企業景気予測調査(内閣府・財務省)** オ 財務省
経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得るために実施している調査
- 企業行動に関するアンケート調査(内閣府)** オ 統計センター
企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているかなどについて継続的な質問を行うことで、企業活動の面から我が国経済の実態を明らかにするために実施している調査
- 消費動向調査(内閣府)** オ 統計センター
今後の暮らし向きの見通しなどについて、消費者の意識を把握するとともに、旅行、各種サービス等への支出予定、主要耐久消費財等の保有状況を把握することにより、景気動向判断の基礎資料を得るために実施している調査
- 国勢調査(総務省)** オ 統計センター
我が国の人口及び世帯の状況を明らかにするために実施している調査
- 労働力調査(総務省)** オ 統計センター
我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにするために実施している調査
- 家計消費状況調査(総務省)** オ 統計センター
個人消費動向の更なる的確な把握に資するため、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費や情報通信技術(ICT)関連の消費の実態を安定的に捉えるために実施している調査

- 住宅・土地統計調査(総務省)** オ・匿名 統計センター
住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにするために実施している調査
- 就業構造基本調査(総務省)** オ・匿名 統計センター
国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るために実施している調査
- 社会生活基本調査(総務省)** オ・匿名 統計センター
国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得るために実施している調査
- 家計調査(総務省)** オ 統計センター
国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供するために実施している調査
- 全国消費実態調査(総務省)** オ・匿名 統計センター
国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにするために実施している調査
- 年次別法人企業統計調査(財務省)** オ 財務省
我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備するために実施している調査
- 学校基本調査(文部科学省)** オ 統計センター
学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために実施している調査
- 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)** オ 統計センター
主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするために実施している調査

- 人口動態調査(出生票・死亡票)(厚生労働省)** オ 厚生労働省
我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得るために実施している調査
- 毎月勤労統計調査(特別調査)(厚生労働省)** オ 厚生労働省
小規模事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにするために実施している調査
- 農林業センサス(農林水産省)** オ 農林水産省
我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供するために実施している調査
- 漁業センサス(農林水産省)** オ 農林水産省
我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、新しい水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供するために実施している調査
- 海面漁業生産統計調査(農林水産省)** オ 農林水産省
海面漁業及び海面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備するために実施している調査
- 経済産業省企業活動基本調査(経済産業省)** オ 経済産業省
企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得るために実施している調査
- 建築着工統計調査(国土交通省)** オ 統計センター
全国の建築物の動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得るために実施している調査
- 短観(全国企業短期経済観測調査)(日本銀行)** オ 日本銀行
全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資するために実施している調査

提供中のサービスに関する最新情報は総務省HP (<http://www.stat.go.jp/index/seido/2jiriyou.htm#6>) をご覧ください。

利用実績

学術研究においては実際に以下のように利用されています。

- **国勢調査** 生活保護施設等利用者の実態と支援に関する研究
若者の住宅条件とその空間特性に関する研究 等
- **全国消費実態調査** 財政・社会保障政策と所得分配・少子化の関連性に関する調査研究
日本の高齢化とその財政問題やマクロ経済へのインプリケーション 等
- **社会生活基本調査** 消費者の購買行動に関する研究
社会関係資本(Social capital)の形成と経済的条件 等
- **就業構造基本調査** 日本における女性事務職の就業分析－男女雇用機会均等法施行による変化－
男性所得の格差及び貧困層の拡大が女性の結婚行動に与える効果 等
- **住宅・土地統計調査** 地域住宅市場における公的住宅・施策の役割と機能 等

利用実績に関する最新情報は独立行政法人統計センターHP (<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>) をご覧ください。

匿名データの提供

匿名データの提供とは、統計調査から得られた調査票情報について、調査客体が特定されないよう加工を施した上で、利用申出を行った申出者に対して匿名データを提供(貸与)するものです。つまり、申出者はこの匿名データを利用して、政府が公表していない新たな統計表を自ら作成することができます。

提供窓口(問い合わせ先)

- 財務省**
財務省大臣官房総合政策課
情報管理係
TEL: 03-3581-4111
(内線2229)
E-Mail: sousei.jk@mof.go.jp
- 厚生労働省**
厚生労働省大臣官房統計情報部
企画課審査解析室委託統計係
TEL: 03-5253-1111
(内線) 7391・7389
E-Mail: nijitekiryou@mhlw.go.jp
- 農林水産省**
農林水産省大臣官房統計部
統計企画課統計調整班
TEL: 03-3501-9642 (直通)
- 経済産業省**
経済産業省経済産業政策局
調査統計部統計企画室
二次的利用担当係
TEL: 03-3501-6631
- 独立行政法人統計センター**
独立行政法人統計センター製表部
統計作成支援課利用審査担当
TEL: 03-5273-1205 (直通)
E-Mail: nijiriyou@nstac.go.jp
- 日本銀行**
日本銀行調査統計局
経済統計課統計整備グループ
TEL: 03-3277-1574 (直通)
E-Mail: post.rsd15@boj.or.jp